

平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知財紛争処理システムの活性化に資する  
特許制度・運用に関する  
調査研究報告書

平成28年3月

一般財団法人 知的財産研究所

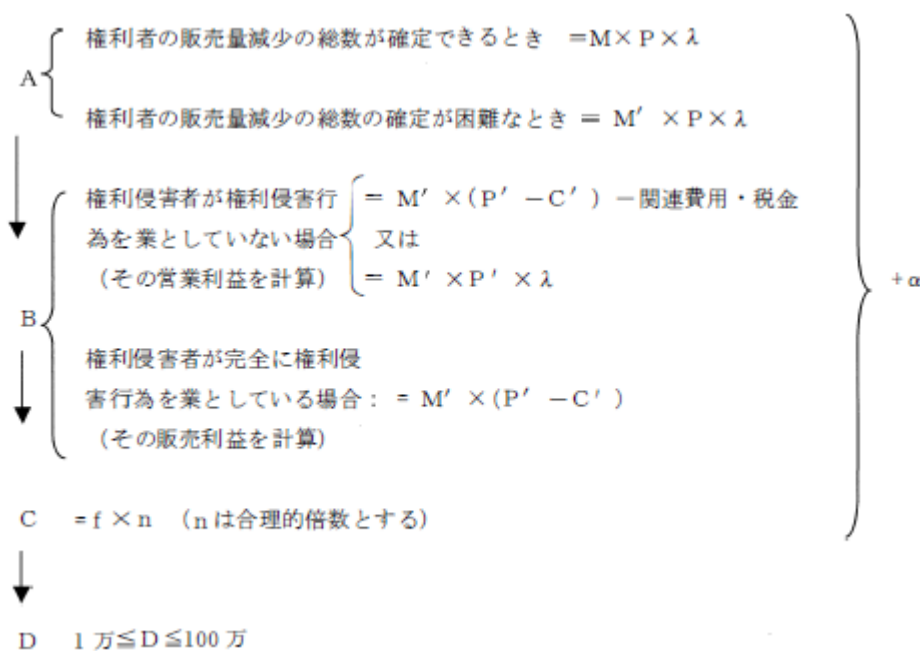
(2) 損害賠償額認定<sup>79</sup>

(i) 制度

2008年に改正された特許法65条は、従前の損害賠償額の計算方法に関する規定について変更を行った。

① 算定方法

2001年6月22日に公布された「特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」20条、21条及び22条に規定した計算方法を司法解釈から法律のレベルに引き上げただけでなく、計算順序を以下のように確定した。また、人民法院の裁量による損害賠償金の範囲を引き上げ、権利者に対する保護を強化した。



- A 権利者の遺失利益
- B 侵害者の得た利益
- C ロイヤリティの倍数
- D 人民法院の裁量による損害賠償金
- M 特許製品の権利侵害により減少した販売量

<sup>79</sup> JETRO「中国特許権侵害訴訟マニュアル」161-163頁(2013年)

- M' 権利侵害製品の販売量  
P 特許製品単価  
P' 権利侵害製品単価  
C' 権利侵害製品の単位原価  
 $\lambda$  製品の通常利益率  
f 使用許諾契約において確定した使用許諾料  
 $\alpha$  権利侵害行為を制止するための合理的支出

## ② 寄与率

近年、中国における外資系企業が中国国内企業から特許権侵害で提訴され、巨額の損害賠償を命じられる判決が出てきており、註目を集めていた。これらの事案において巨額の損害賠償が認められた要因の一つは、被侵害特許権の製品全体に対する「寄与度」（貢献度）が考慮されていないことにあると考えられる。

そこで、2009年12月29日に公布された「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」は、非合理的な高額賠償に対する歯止めとなる規定を置いた（同解釈16条）。即ち、特許法65条1項の規定に従い権利侵害者が権利侵害により得た利益を確定するときは、権利侵害者が特許権侵害行為により獲得した利益に限定しなければならない。他の権利により発生した利益は、合理的に差し引かなければならない（同解釈16条1項）。発明、実用新案特許権を侵害する製品が他の製品の部品である場合、当該部品自体の価値及びその完成品利益の実現における作用等の要素に基づき、合理的に賠償金額を確定しなければならない（同解釈16条2項）。意匠特許権を侵害する製品が包装物である場合、包装物自体の価値及びその包装される製品の利益の実現における作用等の要素に基づき合理的に賠償金額を確定しなければならない（同解釈16条3項）。

今後は、上記の規定により、合理的な賠償金額の算定を人民法院に求めていくケースが多くなると思われる。

禁 無 断 転 載

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知財紛争処理システムの活性化に資する  
特許制度・運用に関する  
調査研究報告書

平成 28 年 3 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5672

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)